

はなしあいサポート(和解あっせん・仲裁)申立書

広島弁護士会はなしあいサポートセンター 御中

申立年月日 年 月 日

申 立 人	住所	〒
	氏名	(会社名・代表者名) 電話 () 印
相 手 方	住所	〒
	氏名	(会社名・代表者名) 電話 ()

(申立の趣旨)・・・話し合い(和解あっせん・仲裁判断)を求める内容

との話し合い(和解あっせん・仲裁判断)を求めます。

Zoomを利用したリモート期日を希望します。(希望する場合には☑)

(申立の理由) … 話し合いを希望するに至った経緯など

【この申立書の写しを相手方に送付してよいですか】

送付してよい。

送付する場合、右記の部分『申立人の住所・電話番号・申立ての理由・その他()』(←希望する項目に○をしてください)はマスキングして隠して欲しい。

＜個人情報の利用目的について＞

広島弁護士会は、当会の運営するはなしあいサポートセンター(仲裁センター)での和解あっせん手続・仲裁手続において当事者等(申立人、相手方、代理人等を含む)の個人情報をいただいています。この書面は、上記手続において当会が入手する当事者等の個人情報の利用目的についてご説明するものです。

当会は、いただいた当事者等の個人情報を以下のために利用することがあります。

- 1 当事者等に対する書類の送付及び事務連絡のため
- 2 和解あっせん申立事件・仲裁申立事件終了後の各種アンケート調査のため
- 3 当会はなしあいサポートセンターを利用する紛争解決について当会との間で予め協定を締結している団体に関する和解あっせん申立事件・仲裁申立事件の場合に、当会が同団体に対して、当事者の氏名、住所、電話番号、事件番号及び事件名を利用して、手数料請求及び終了連絡をするため

当会と上記各団体との個人データの共同利用に関する管理責任者 広島弁護士会

はなしあいサポート(和解あっせん・仲裁)申立書

広島弁護士会はなしあいサポートセンター 御中

申立年月日

令和〇年 〇月 〇日

申 立 人	住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 広島市〇〇区・・・
	氏名	(会社名・代表者名) 電話 090(--)-- 広島太郎 印
相 手 方	住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 広島市〇〇区・・・
	氏名	(会社名・代表者名) 電話 082(--)-- 株式会社〇〇建設

(申立の趣旨)・・・話し合い(和解あっせん・仲裁判断)を求める内容

相手方に、屋根の雨漏り箇所を修繕して欲しい。

Zoomを利用したりリモート期日を希望します。(希望する場合には☑)

(申立の理由) …… 話し合いを希望するに至った経緯など

2020年〇月〇日、申立人(私)は相手方(リフォーム会社)に、
屋根全面の瓦の葺き替えをお願いし、●月●日、工事が完了しました。

しかし、それから1か月も経たないうちに雨漏りがして、居間の天井から水滴が落ちてきました。
雨が降る度に雨漏りがします。

相手方は、一度見に来てくれましたが、どこもおかしい箇所はなかったと言って、
その後は真剣に対応してくれません。

ですので、雨漏り箇所の修繕について話し合いを求めます。

【この申立書の写しを相手方に送付してよいですか】

送付してよい。

送付する場合、右記の部分『申立人の住所・電話番号・申立ての理由・その他()』(←希望する項目に○をしてください)はマスキングして隠して欲しい。

〈個人情報利用目的について〉

広島弁護士会は、当会の運営するはなしあいサポートセンター(仲裁センター)での和解あっせん手続・仲裁手続において当事者等(申立人、相手方、代理人等を含む)の個人情報をいただいています。この書面は、上記手続において当会が入手する当事者等の個人情報の利用目的についてご説明するものです。

当会は、いただいた当事者等の個人情報を以下のために利用することがあります。

- 1 当事者等に対する書類の送付及び事務連絡のため
- 2 和解あっせん申立事件・仲裁申立事件終了後の各種アンケート調査のため
- 3 当会はなしあいサポートセンターを利用する紛争解決について当会との間で予め協定を締結している団体に関する和解あっせん申立事件・仲裁申立事件の場合に、当会が同団体に対して、当事者の氏名、住所、電話番号、事件番号及び事件名を利用して、手数料請求及び終了連絡をするため

当会と上記各団体との個人データの共同利用に関する管理責任者 広島弁護士会

広島弁護士会はなしあいサポートセンター【☆はなサポ☆】

重要事項説明書【提出用】

広島市中区基町6番27号(そごう広島新館6階)
広島弁護士会はなしあいサポートセンター
TEL: 082-225-1600
FAX: 082-225-1616

以下は、“広島弁護士会はなしあいサポートセンター”に申立てをされるにあたり、必ずご理解をいただきたい事項です。

以下の注意事項をよくお読みいただいた上、ご了承いただければ、本書末尾にご署名・押印の上、必ず「はなしあいサポート申立書」とともに当センターにご提出下さい。

ご不明な点等がありましたら、当センターの上記連絡先までお問い合わせ下さい。

- 1 はなしあいサポートを申し立てるには、申立手数料1万1000円(税込み)がかかります(納付は申立人側のみです)。

「はなしあいサポート申立書」を提出すると、近日中に当センターから申立人宛に申立手数料納付請求書が郵送されますので、請求書の記載に従い、当センターに申立手数料をお振込み下さい。

まず申立て時に半分の5500円を納付していただき、相手方が手続きに応じれば、第1回期日の時にもう半分の5500円を納付していただきます。相手方から応じないとの回答があつてそれで手続きが終了しても、申立て時に納付していただいた5500円はお返しできません。

- 2 第1回話し合い期日は、通常、申立書提出から1か月程度先となります。仲裁人、申立人、相手方の都合が合う日を最初の期日とします。

- 3 はなしあいサポートは、弁護士の仲裁人を介して、申立人と相手方が話し合うものです。裁判と異なり、相手方が欠席しても相手方の負けが決定される訳ではありません。

相手方が応諾しない場合(当センターの呼び出しに応じず出席しない場合)や話し合いがまとまらない場合、手続きは終了となります。

また、申立人の都合ではなしあいサポート申立てを取り下げの場合も、申立手数料はご返金できません。

4 はなしあいサポート申立てには時効を中断させる効果はありません。したがって、早急に時効を中断させる必要があるときは、裁判所に対する訴え提起等、他の手段を取られることをお勧めします。

5 仲裁人の弁護士は、公正中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、妥当な解決方法を提案します。

申立てから3回の話し合い、3か月以内に解決することを目指しますが、事案によっては3回・3か月以内に解決しない場合もあります。

また、最終的に和解に至らない場合、はなしあいサポート手続は不成立により終了します。

6 紛争が解決した場合、上記1の申立手数料とは別に、成立手数料が発生します。成立手数料は、以下のとおり、解決額に応じて算出されます。成立手数料は、通常は、申立人と相手方が折半して負担します。

例えば、相手方が申立人に対して100万円を支払うという和解が成立した場合、成立手数料は8万8000円（税込み）となり、通常は、申立人と相手方がそれぞれ4万4000円（税込み）ずつを当センターに納付していただきます。

成立手数料算定方法（消費税込み）

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 100万円までの場合 | 8.8%（最低5万5000円） |
| ② 100万円を超え300万円以下の場合 | 5.5%+3万3000円 |
| ③ 300万円を超え3000万円以下の場合 | 1.1%+16万5000円 |
| ④ 3000万円を超える場合 | 0.55%+33万円 |

※紛争解決額に上記割合を掛けて算出した額が、成立手数料の総額になります。

※ その他、実費のご負担をお願いすることがあります。

※ 代理人弁護士を選任する場合、別途、弁護士費用が発生します。弁護士費用は、依頼した当事者の自己負担になります。

7 研究・研修（当会や日弁連などの法律団体が主催するシンポジウム・協議会など）・学習会・広報（当会の会報など）において、個人情報識別されないように加工した上で、本件の事案やはなしあいサポート手続内容を素材として利用させていただく場合があります。何卒ご了承ください。

《ご署名欄》

以上の重要事項を全て確認の上、上記7項目について了承いたしました。

年 月 日

ご署名：

(印)

申立てに必要なもの

- 申立書
- 証拠書類の写し
- 申立手数料1万1000円のうち半額の5500円(第1回期日に残り5500円を納付していただきます)
- 代表者の資格を証明する書類(法人の登記事項証明書など) *当事者が法人の場合。
※ 相手方が法人の場合、相手方の分もご用意ください。最寄りの法務局で取得できます。
- 重要事項説明書【提出用】(署名押印したもの)
- ウェブ会議システムを利用される皆様へ(署名押印したもの)
*リモート期日を希望される場合。
- 委任状 *代理人があるとき。
- 戸籍謄本 *申立人が未成年で親権者が申し立てる場合。

必要な書類の部数

	一般	医療	金融
申立書	2部+相手方数	3部+相手方数	2部+相手方数
証拠書類の写し	2部+相手方数	3部+相手方数	2部+相手方数
代表者資格証明書	1部	1部	1部
委任状	1部	1部	1部